

## 令和4年度第3回富山地方最低賃金審議会

### 会 議 次 第

令和4年8月5日（金）  
富山労働総合庁舎5階大会議室

#### 議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について
- 3 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- 4 その他

#### 資 料

- No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- No.2 令和4年度特定最低賃金改正決定申出一覧
- No.3 令和4年度特定最低賃金改正決定申出書（写）
- No.4 第55期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- No.5 第55期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規定

(写)

資料No. 1

公開

富最賃専第4号  
令和4年8月5日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山地方最低賃金審議会  
富山県最低賃金専門部会  
部会長 長尾 治明

### 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月4日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額849円）は令和2年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

公益代表委員	◎長尾 治明	○柳原 佐智子	両角 良子
労働者代表委員	中野 時夫	森川 幸夫	石垣 敦浩
使用者代表委員	寺山 収	江下 修	八田 正人

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

## 別紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

富山県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間908円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

## 別 紙 2

### 富山県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 849円
- (3) 発 効 日 令和2年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護費（令和2年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,426円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$849円（富山県最低賃金） \times 173.8（1箇月平均法定労働時間数） \\ \times 0.817（可処分所得の総所得に対する比率※） = 120,553円$$

※ 令和4年7月12日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

## 富山県最低賃金専門部会 調査審議経過

### 第1回 令和4年7月28日（木）

- 1 部会長に長尾委員、同代理に柳原委員を選出した。
- 2 富山県最低賃金専門部会運営規程を原案のとおり決定した。
- 3 第1回本審で決定した富山県最低賃金審議運営事項について確認した。
- 4 公労使間で「富山県経済の現在と今後の展望、県内労働者の賃金のあり方について」意見交換を行った。
  - (1) 労働者側の意見
    - ① 雇用の安定、雇用維持に向けた取組を、富山県・労働局と連携しながら取り組んでいきたい。
    - ② 若者雇用の対策の充実強化、高齢者の就労促進、障害者の就業機会の実現についても、より具体的な取組を進めていかなければならないと考えている。
    - ③ 中小企業の底上げには、中小企業支援策の強化が必要であり、中小企業の支援をしっかりとわかりやすくどこの企業でも出来るような形になれば、富山に限らず全国的にはよくなっていくのではないかと思う。
  - (2) 使用者側の意見
    - ① 人口の流出を止めることが、これからの50年後100年後に向けて、この富山がほかに負けない地方から発信する発信力を高めるための一番ではないかと個人的には思っている。
    - ② 富山県は製造業が中心の県であり、エネルギー・原材料価格の高騰等でかなり影響が出てきている。非製造業についても、コロナ第7波の影響が今後どう出るのか懸念される。
    - ③ 中小企業対策の給付金、融資等々は根本的な解決策にはなっていない。一番良いのは価格転嫁がスムーズにいけば企業も回復すると思われる。そのためには、下請法及び独禁法による、厳しい監視を望む。
    - ④ ゼロゼロ融資の返済が本格化すれば、今後は、返済できない中小企業への十分な対策の検討が必要である。
    - ⑤ 最低賃金を上げて企業も体力は強くなる、逆に働いている人の生活が向上しているのかについても疑問である。ここ数年は、必要な人材、あるべき人材をなかなか確保できなかったと強く思っている。
  - (3) 公益側の意見
    - ① 企業が人に対してどれだけ投資できるのかが、経営において非常に重要なテーマである。また、優秀な人材を育て、生産効率を上げることが大きな目標となる。このような観点から、賃金を考えていかなければならない。
    - ② 労使各側の意見を糧にし、最賃審議を進めていきたい。
- 5 中賃の審議状況を踏まえた審議日程を説明した。
- 6 参考人の意見聴取について、労使双方とも意見書の提出を行わないことを確認した。
- 7 地域別最低賃金額改定の目安の補足説明として、事務局から、中賃目安小委員会にお

いて配付された令和4年賃金改定調査結果について説明がなされた。

- 8 労働経済等関係指標の補足説明として、事務局から、県内の春季賃上げ妥結等状況について説明がなされた。
- 9 最低賃金に関する基礎調査結果の補足説明として、事務局から、特性値の推移等について説明がなされた。
- 10 富山県における生活保護費と最低賃金の比較について、事務局から説明がなされた。
- 11 令和4年8月3日に第2回専門部会を開催し、引き続き審議することとなった。

## 第2回 令和4年8月3日（水）

- 1 事務局から地域別最低賃金額改定の目安について伝達を行った。
- 2 労使各側から基本的主張を行った。
  - (1)労働者側の主張
    - ① 最低賃金近傍で働く労働者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上や、購買力を維持するとの観点からも消費者物価上昇率を考慮した引き上げが必要である
    - ② 連合富山 2022 春季生活闘争において、6月1日時点の集計結果は2.16%となり、労使で導き出した賃上げの流れを最低賃金の引き上げにつなげ、社会全体の賃金の引き上げをはかることが大事である。
    - ③ 日本経済を内需拡大により回復させるため、また、生活困窮度の深刻さが増している最低賃金近傍で働く労働者のためにも、「誰もが時給1,000円」をめざす審議に努めなくてはならない。
    - ④ 令和4年7月1日公表の富山県内の5月の有効求人倍率は6か月連続で1.5倍を超え、全国的にみても高い水準にあることも、今回の審議で必要な要素である。
    - ⑤ 賃上げしやすい環境整備、取引環境の適正化への支援策によって、自発的に賃上げの原資を確保できる環境の整備のための各種支援策の拡充・強化が重要なポイントである。
    - ⑥ 使用者側と労働者側がそれぞれの立場で主張を行い、議論を重ねつつも、最後には労使双方が納得できる内容で審議が収束し、最低賃金引上げ額にかかる答申を取りまとめることを目指したい。
  - (2)使用者側の主張
    - ①地方の最低賃金は、地域経済の実態を十分に考慮し決定すべきであるが、そうした考え方について、使用者側が納得できる公益委員の説明がない。（公益委員の本来の立場について説明済み）
    - ② 中賃の結果には不満である。最低賃金の改定に係る引き上げ額は、100%企業負担であることを理解していない。
    - ③ 小規模企業に、3%を超える賃上げを実行する余力はないことを理解していない。

④ 最賃は本来の「セーフティネット」の役割に徹するべきで、この場合、引上げる理由は何処にもない。また、扶養控除の枠を最賃額引上げと同時に行わないことは、中央は理解が足りない。

3 8月4日(木)開催の第3回専門部会において全会一致による結審を目指す但、不調の場合は、8月5日(金)開催の第4回専門部会において審議を行うこととする。

### **第3回 令和4年8月4日(木)**

前回に引き続き、個別折衝を中心に金額等審議を行ったが、労使双方の主張は平行線のまま依然として隔たりがあることから、令和4年8月5日に第4回専門部会を開催し、引き続き審議することになった。

### **第4回 令和4年8月5日(金)**

1 前回に引き続き労使の意見調整に努めたが、依然として両者の意見の隔たりは埋まらず、歩み寄りも期待できる状況になかったため、公益代表委員の総意として、さらに調整を重ねても全会一致による結論を得ることが困難であると判断し、公益委員見解及び公益委員案を提示し採決した結果、賛成多数で公益委員案のとおり議決された。

2 専門部会における決議内容及び審議経過を富山地方最低賃金審議会に報告するための報告文を取りまとめた。

## 令和4年度特定最低賃金改正決定申出一覧

No.	最低賃金の件名	申出者	申出日
1	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会富山地方協議会 議長 石垣 敦浩	令 4.7.14
2	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 大森 仁	令 4.6.28
3	富山県百貨店，総合スーパー最低賃金	U A ゼンセン富山県支部 支部長 奈良 靖	令 4.7.20



令和4年7月14日

富山労働局長  
吉岡 勝利殿

## 申 出 書

富山県 江 12-3  
全日本 労働組合総連合会  
富山地 垣 敦  
議

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

## 記

## 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県の区域内で、次に掲げるいずれかの産業を営む使用者に使用される労働者  
12,160名

## 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

## 3 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

## 4 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,737名

富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業 を営む使用者に使用される労働者は、12,160名 = 47.2%

労働協約上の賃金の最も低い金額 986円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 934円/時間



6 添付書類

- (1) 最低賃金協定の写し
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概算

以上



2022年6月28日

富山労働局  
局長 吉岡 勝利 殿

富山県  
電機通  
信機  
器具  
製造  
業  
協  
会  
様

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 (203事業所、12,150人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が3分の1以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,024名

富山県における電子部品・デバイス・電子回路、電機機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者12,150名

労働協約の賃金の最も低い額 = 879円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 879円/時間

5. 添付書類

(1) 最賃協定書の写し

(2) 申し出を行うことへの合意書および、代表者に委任する書面

(3) 当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数。各事業所での所定労働時間数及び所定労働日数を記した書面 (最低賃金に関する労働協約の締結状況)

(4) 参考資料

・富山県内の最低賃金締結状況

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の締結当事者とその効力が及ぶ範囲者

参考

①必要性の機関決議 (2事業所、2,150名)



以上



2022年7月20日

富山労働局長  
吉岡 勝利 殿

申請組織 UA ゼンセン富山県支部  
富山県富山市奥田新町  
申請代表者 支部長 奈良

### 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

#### 記

1.申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
百貨店、総合スーパー業において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者1,810名

2.改正の決定を申出る最低賃金の件名  
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金

#### 3.申出の内容

上記2.の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4.申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（又は使用者数）が概ね1/3以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,194人=66%>概ね1/3以上富山県における百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者数1,810人

（最も低い）労働協約の金額=920円/時間（日額、時間額）

現在適用されている法定最低賃金の金額=890円/時間

#### 5.添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③富山県における百貨店、総合スーパー業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以上



第55期富山地方最低賃金審議会  
特別小委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	現職等
公益代表委員	長尾 治明	富山国際大学 名誉教授
	柳原 佐智子	国立大学法人富山大学 経済学部経営学科 教授
	両角 良子	国立大学法人富山大学 経済学部経済学科 教授
労働者代表委員	中野 時夫	日本労働組合総連合会 富山県連合会 副事務局長
	森川 幸夫	電機連合 富山地方協議会 事務局長
	石垣 敦浩	アイシン・メタルテック労働組合 執行委員長
使用者代表委員	寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	江下 修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	八田 正人	株式会社三和製作所 代表取締役社長

任期は、令和5年3月31日まで

## 第 55 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

### (設置及び目的)

- 第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。
- 2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

### (構成)

- 第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。
- 2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

### (委員長等)

- 第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議の招集)

- 第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

### (委員の欠席)

- 第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

### (会議の議事)

- 第 6 条 委員は、会議において発言しようするときは、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の

意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

- 第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

- 第1条 この規程は、令和4年7月4日から施行する。